

農業委員会からのお知らせ

問 農業委員会事務局 ☎75-4831



新農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

農業委員は、農地の貸し借りや売買、農地転用申請などの審議や農業委員会の活動方針の決定を行います。

農地利用最適化推進委員は、活動方針に沿って担い手への農地集積や集約、遊休農地の発生防止や解消、新規参入の促進などの活動を行います。

【任期：令和8年7月20日～令和11年7月19日】

【農業委員（12人）】◎会長 ★職務代理者

野方 信良（北坊）◎永瀬 晴彦（後野）
田中 浩吉（井上）◎梶原 久美子（東の原）
森永 宗治（中小路）
小池 治代（岡）
野口 英雄（板屋下）
釘崎 正弘（四下）★田中 英行（砂原）

【農地利用最適化推進委員（10人）】

安藤 秀哲（宝蔵寺）松尾 勝行（大門）
水本 直樹（笹原）山本 康秀（牟田辺）
陣内 真彦（桐岡）田中 昇（宮ノ浦）
小園 利昭（平野）中 貞男（吉の尾）
閉籠 裕晃（番所）永石 朱美（申川内）



農地の適正な管理をお願いします

農地の所有者や借主は、農地の適正かつ効率的な利用の確保に努めなければいけません。農地を放置すると、雑草などが繁茂し、病害虫などの発生原因となります。耕作ができない場合でも、近隣の耕作者に迷惑がかからないよう、草刈りをするなどの適正な管理にご協力をお願いします。なお、農地の貸し付けや譲渡を希望する場合、借り受けた農地を計画通り耕作できなくなった場合は、農業委員会事務局または各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農地パトロールを実施します

農業委員会では、遊休農地（荒廃農地）の発生防止や解消を目的に、毎年8月から9月を重点期間と定め、各地区担当の農業委員と農地利用最適化推進委員で農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。



戦没者などの遺族に対する第12回特別弔慰金の請求はお済みですか？



問 福祉課 地域福祉係 ☎0952-75-2113

令和7年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、戦没者などの死亡当時のご遺族のうち、次の順番による先順位のご遺族1人に支給されます。

■支給対象者

- ①令和7年4月1日までに戦傷者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの
 - (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります

- ④左記①から③以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります

■支給内容 額面27.5万円（5年償還の記名国債）

■請求期間 令和10年3月31日まで

※この期間を過ぎると請求できなくなります

■請求窓口 福祉課 地域福祉係